金額又は指定会社連結所得金額①」）又は（別表四の二「48の①」＋「50の①」＋「51の①」）」を「指定会社所得金額（別表四「45の①」）」に、「基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額」を「基準事業年度終了の日における関西国際空地整備準備金の金額」に、「港用」に改め、同表の記載要領第１号中「指定会社が、」を「指定会社が」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の57（関西国際空港用地整備準備金）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号中「又は別表四の二付表「加算」」を削り、「別表四「49」又は別表四の二付表「52」」を「同表「49」」に改め、同第11号中「又は別表四の二付表「52」」を削る。

別表十一(十一)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「累積限度基準額（平成25年４月１日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における中部国際空港用地の帳簿価額）」を「累積限度基準額（平成25年４月１日を含む事業年度開始の時における中部国際空港用地の帳簿価額）」に、「所得又は（別表四「45の①」）の①」＋「50の①」連結所得の金額又は（別表四の二「48の①」＋「49＋「51の①」）」を「所得金額総計（別表四「45の①」）」に、「基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額」を「基準事業年度終了の日における中部国備準備金の金額」に、「際空港整」に改め、同表の記載要領第１号中「指定会社が、」を「指定会社が」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の57の２（中部国際空港整備準備金）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号中「又は別表四の二付表「加算」」を削り、「別表四「49」又は別表四の二付表「52」」を「同表「49」」に改め、同第11号中「又は別表四の二付表「52」」を削る。

別表十一(十二)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「　円」を「　」に、「積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額」を「積立期間の終了する事業年を経過した日を含む事準備金の金額」に、「年度終了の日の翌日から２業年度終了の日の特別修繕」に、「平成24年４月１日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日」を「平成24年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日」に改め、同表の記載要領第１号中「第57条の８（特定船舶に係る特別修繕準備金）若しくは」を「第57条の８（特定船舶に係る特別修繕準備金）又は」に、「以下この記載要領」を「次号及び第５号」に改め、「又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号及び第４号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の58（特定船舶に係る特別修繕準備金）若しくは平成23年12月改正法附則第82条第２項から第13項まで（特別修繕準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号中「平成24年４月１日以後に開始する事業年度において」及び「又は同日以後に開始する連結事業年度において平成23年12月改正法附則第82条第２項から第13項までの規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号ニ中「その事業年度」を「、その事業年度」に改め、「、令和２年旧措置法第68条の58第９項の規定の適用を受ける場合にあつてはその連結事業年度開始の日から同項に規定する適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、それぞれ」を削り、同号ホ中「引継事業年度」という。）にあつては」を「引継事業年度」という。）にあつては、」に改め、「、令和２年旧措置法第68条の58第11項、第12項又は第14項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む連結事業年度（⑵において「引継連結事業年度」という。）にあつてはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から当該引継連結事業年度終了の日までの期間の月数を、それぞれ」を削り、同第11号ヘ中「第18項（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合にあつては」を「第18項（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合にあつては、」に改め、「、令和２年旧措置法第68条の58第13項又は第15項の規定により読み替えられた令和２年旧措置法第68条の43第13項又は第16項（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合にあつてはこれらの規定に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、それぞれ」を削り、同号チ中「第20項の規定の適用を受ける場合にあつては」を「第20項